お客様各位

株式会社新日本コンピュータサービス 代表取締役社長 本 田 尚 道

弊社の新型コロナウィルス対策に関して

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今後の国内での新型コロナウィルスの感染拡大を鑑み、弊社におきましてもお客様 及び弊社従業員と家族を含む関係者の感染被害防止を最優先事項とし、下記の対応を実施 しますことをご報告させていただきます。

今後も状況の変化に応じ適切な対応をいたす所存でございます。

本対策の運用に関しましてご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

尚、対策内容につきまして個別のご対応が必要な場合には、別途ご相談をさせていただきます。

敬具

記

- 1. 感染拡大段階に合わせた対応方針の策定
 - 社内対策本部(取締役会と総務部)により、従業員がその時々に適切な対応をとれるよう、 政府が定める感染拡大段階に合わせた対応方針を策定し、全従業員へ共有する。
- 2. 感染症予防行動
 - ①毎日の検温を実施する。
 - ②37.5℃以上の熱が計測された場合は、上長へ報告し帰宅させる。
 - ③37.5℃以上の熱が4日以上続く場合は、行政機関の相談窓口へ連絡し検査を受ける。
 - ④日常的なうがい、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを励行する。
 - ⑤感染予防、拡大防止のためにせき・くしゃみが出る者はマスクを着用する。
 - ⑥不要不急の人混みへの外出は避ける。また、多数の参加者の集まる社外セミナーや 研修、イベント等への参加はしない。
- 3. 感染者・罹患者が発生した場合
 - (1) 不調を感じた場合
 - ① 悪寒、咳、鼻水、だるさなど不調を感じたら直ぐに上長へ報告する。
 - ② 体温を計測する。

- (2) 37.5℃以上の発熱があった場合
 - ① 上長へ報告し帰宅。
 - ② 退社した翌日から 2 日連続の体温が平熱(37°C以下)で体調面でも不調がなければ翌日から出社可能。
- (3) 家族が 37.5℃以上の発熱があった場合
 - ① 本人の体温を計測し平熱(37℃以下)であれば出社可能とする。
- (4) 本人及び家族が感染または発症した場合
 - ① 医師の指示に従う。
 - ② 上長へ報告する。
 - ・症状
 - ・家族の感染状態
 - ・医師からの指示内容
- (5) 発熱が4日間以上続いた場合
- ●風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
- ●強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある
 - ※ 基礎疾患等のある人は、上の状態が2日程度続く場合

管轄の保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」へ直接連絡し、指示に従う。その指示のもとで医療機関の診察を受ける。

受けた指示の内容と、どこの「帰国者・接触者相談センター」に何時連絡したかを上長にご報告する。

- 3. 感染・発病した場合の報告等
- (1) 感染・発病に関する報告を受けた上長は社内対策本部へ報告する。
- (2) 取締役会は共有した情報から必要に応じて対策を立案・実施。

以上